OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	花宴考
Author(s)	滝川, 幸司
Citation	詞林. 1997, 21, p. 1-21
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67395
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

花宴考

滝川　幸司

一、問題の所在

花宴は、『源氏物語』との関連もあってか、比較的取り上げられることの多い公宴詩会である。[1] しかし、その理解は必ずしも十分とはいいがたい。

次にあげるのは、山中裕氏の論述である。[2]

> 花宴は嵯峨天皇の弘仁三年二月、日本後紀に「二月辛丑（十日）、幸二神泉苑一、覧二花樹一。令二文人一賦レ詩。賜レ綿有レ差。花宴之節始二於此一矣」とあるのをはじめとする。花の宴は桜の花の宴のほか、藤の花の宴、菊花の宴（九月九日宴）等もあるが、一般的には、桜の花の宴をいう。この桜花の宴は、新儀式・西宮記・北山抄等にもみえ、内裏をはじめ、宮廷貴族等の間でひろく行なわれた年中行事であることはいうまでもないが、文献には、それ程多く見えない。…（中略）…
>
> 花宴は常寧殿・仁寿殿・清涼殿で行なうのが常例であって、南殿の例は少ないのに気付く。…（下略）…

氏によれば、花宴は、嵯峨朝に起源を持ち、『新儀式』等の儀式書に記載され、常寧殿・仁寿殿・清涼殿等で行われる、ということになる。こうした見解は、事典類や『源氏物語』花宴巻に関連する論でもほぼ同様である。確かに、花宴は嵯峨朝から見えるが、それを『新儀式』・『北山抄』に記載される花宴と同列に扱うには今一つの論証が必要である。また宮中の常寧殿・仁寿殿・清涼殿で行われるということも、疑問が残るところである。勿論、これらの場所で、桜を賞でる宴が開かれたことはあるが、山中氏の論述によると、それは『新儀式』等に記載されているということになる。しかし、『新儀式』及び『北山抄』で定められる花宴とは、「先垂二東廂御簾一、立二御座於孫廂北第二間一」（『新儀式』）、「清涼殿東又庇北第二間、立二御倚子・置物御机等一、供二御硯一」（『北山抄』）とあるように清涼殿で行われるものを指すのであって、他の場で行われる花宴までをも同列に扱うことはできないのである。『新儀式』に規定される花宴は、あくまで

清涼殿で桜を賞でる公宴詩会として定められており、これを記録に残るすべての花宴に適用することはできない。記録上「花宴」と記されるすべてが、同種の宴であるとは限らないのである。

本稿では、『新儀式』や『北山抄』に規定される花宴の形成・性格を論じる。嵯峨朝の花宴と『新儀式』に記載される花宴が同じであるかどうか、また、諸記録に見える清涼殿以外の花宴をどのように扱うか、等の問題を具体的に考える。[3] 結論を先取りすれば、公宴詩会としての花宴は、村上朝に成立するものの、それ以後ほとんど行われない。これは他の公宴詩会の消長とも関わり、当時の文壇状況の一端を窺う視点となるようにも思われる。この点についても考察を加えたい。

二、花宴儀式次第略注

花宴の儀式次第が記載されるのは『新儀式』が最初である。その儀式文を確認することから始める。そうした上で、実際の花宴を見ていくことにより、嵯峨朝の花宴や花宴と称されながら同列では扱えない花宴を混乱せずにとらえることができるであろう。

『新儀式』の儀式文を基本に据え、『北山抄』の儀式文や諸記録に見られる実例を参考（＊）として示した。なお後の論述とも関わるので便宜的に番号を付した。

0　二三月間、若有二花宴一

＊二・三月に間の適当な時期に花宴があること。

1　前一日、定二仰可レ召文人一〈其員随レ時不レ定、儒士、内記、蔵人所、内御書所、旧文章生、得業生、文章生等也〉

＊前日に文人選定。

参加する文人については『北山抄』に「参者、候二殿上・蔵人所・御書所一成業者等預レ之。延長四年例、殿上・地下合廿人也」とあり、延長四年花宴では「仰令レ召二文人一。即文章博士公統朝臣・民部大輔博文朝臣・右中弁文江・民部少輔諸蔭・侍二内御書所一大内記橘正臣朝臣以下文章生以上七人参二入仙花門一」（『河海抄』花宴巻所引延喜御記）と、ほぼ規定通りの参加者が確認できる。

2　当日、遣レ使令レ召下可二預参一親王公卿上〈延喜四年二月花宴、召二貞実親王一。雖レ非二殿上一、依レ善二属文一、殊有二其召一〉

＊当日、召すべき王卿に使を遣わす。

前掲『河海抄』花宴巻所引御記に「今日遣レ使召二常陸太守貞真親王・左大臣一。々々有レ所レ煩不レ参。申尅常陸太守親王参入」とあり、当日に貞真親王と左大臣（藤原忠平）が召されている。

3①先垂二東廂御簾一、立二御座於孫廂北第二間一〈延長四年例也。必不レ用二此間一。遂二花樹前一供二御座一〉

＊清涼殿の東廂に御簾を垂れ、孫廂の北第二間に天子の座

を設営。

『北山抄』に「清涼殿東又庇北第二間、立二御倚子・置物御机等一、供二御硯一」とある。「延長四年例」は、前掲御記に「同寛仰二蔵人一、立二倚子東又庇自レ北第二間一」とある。割注に「必不レ用二此間一」とあるが、事実、『北山抄』に「天徳二年十月、額北間。康保四年、第三間云々」、「天暦三年・同十年、撤二昼御座一、供二大床子一置物机等一」と、天子の座は清涼殿内でも固定されたわけではなかった。また清涼殿の儀式であることから、設営は、延長四年のように蔵人所が行ったと考えられる。

②置二菅円座於北階南簀子一敷為二親王公卿座一

＊清涼殿の北の階の南の簀子に王卿の座を設営。

『北山抄』にも「北階南簀子、敷二菅円座一、為二王卿座一」とある。延長四年花宴でも「敷二菅円座両三枚於北階南簀子一、敷為二親王納言座一」（『河海抄』花宴巻所引延喜御記）とあり、これに倣ったものであろう。康保三年花宴でも「召二左右大臣以下一、令レ候二東簀子敷一」（『北山抄』）とある。清涼殿東簀子の北側の階段の南を王卿の座としたのである。天子の座が孫廂にあるので一段下に位置することになる。天暦三年花宴では「孫庇南二間敷二王卿座一〈西面北上〉」（『西宮記』）と異なるが、これは、この日が雨であること、また天子の座が母屋内に造られたための措置と考えられる。

③花下敷レ畳為二文人座一〈西面〉

＊文人の座を、清涼殿の東庭の桜の下に設営。

『北山抄』でも同じく「桜樹下設二文人座一〈西面北上〉」とある。延喜十七年の宴で既に「桜下施レ莚」とある。また延長四年花宴でも同様に「桜樹下鋪レ座。西面為二文人座一」とある。(4)

④又当二御座中庭一立二文台一

＊文台を庭に立てる。

『北山抄』でも同様に「庭中当二御前一立二文台一」とある。天暦三年花宴では「殿南四間庭中立二文台一〈去レ殿東簀七尺〉」（『西宮記』）とある。

4 時刻出御

＊天皇出御。

5 親王公卿依レ召参上

＊王卿、召しに依りて参上。

『北山抄』に「王卿依レ召参上〈後参者、奏召レ之〉」とあり、延長四年花宴では「令レ召二親王・藤原朝臣等一即参来侍レ座」（『河海抄』花宴巻所引延喜御記）とある。3②でしつらえられた座に就くのである。

6 次召二文人一、文人入レ自二仙華門一〈或自二滝口廊戸一参入〉、着二樹下一

＊文人、召によりて仙華門より参上し、桜樹の下の座に着す。

7 次侍臣以二紙筆一給二王卿并文人一

＊侍臣に紙筆を王卿・文人に賜わす。

『北山抄』では「次賜二紙筆一〈殿上人賜二王卿一、蔵人所賜二文人一〉」とあり、王卿には殿上人が、文人には蔵人所が賜うことが確認できる。

8①勅二上卿一仰二可レ令レ献レ題之由一。即喚二第一文人一。称唯進而昇レ殿候之

＊上卿に勅して、題を献じさせる。上卿は第一の文人を喚ぶ。文人は称唯して桜樹下の座から昇殿する。

『新儀式』で「公卿中有二儒士一、不レ召二文人一、便令レ献レ之」（8③）と後述されるように、公卿中に儒者がいれば、その儒者が題を献じた。『北山抄』では「次依レ仰召二第一儒士一」とある。延長四年花宴では「仰令レ献レ題。藤原公統朝臣進昇レ殿」（『河海抄』花宴巻所引延喜御記）と、時の文章博士公統、天暦三年花宴では「大臣召二式部大輔維時一仰二題事一」（『西宮記』）と、元文章博士の大江維時、天延二年花宴では「題云、花前楽。文時朝臣所レ献也」（『日本紀略』）と、元文章博士の菅原文時が献題している。第一の儒者が献題するのは他の公宴詩会でも同様である。

②上卿給二座前硯一令レ書レ之。書訖、上卿執而奏覧

＊上卿、献題の文人に題を書かせ、奏覧。

『北山抄』に「令レ献レ題〈或復二本座一書レ之。或給二上卿前硯一令レ書。随レ所二便宜一歟〉」とあり、上卿の座前で書く場合もあるが、本座で書く場合もあったという。延長四年花宴に「藤原朝臣座前給レ之、令レ書二題目一奏〈花房紅蝀珠〉」（『河海抄』花宴巻所引延喜御記）とあり、上卿の座前で書いている。

③勅許畢〈或不レ被レ用、重令レ献レ之。又公卿中有二儒士一、不レ召二文人一、便令レ献レ之〉、献題者退下

＊勅許が降り、献題者退下。

割注「或不レ被レ用、重令レ献レ之」は、献じられた題で天子が不満の場合、更に献じさせたことをいう。延長四年花宴では、題者・藤原公統が「花房紅蝀珠」という題を最初に献じたが、「仰又令レ上又書奏レ書之〈桜繁春日斜〉」（『河海抄』花宴巻所引延喜御記）と、最初の題が取り下げられ、「桜繁春日斜」が再び上奏されている。こうした題の変更は、内宴・重陽宴でもしばしば行われる。

④上卿便仰二可レ献レ序人一

＊上卿、序を献ずる人を呼ぶ。

『北山抄』に「其次仰二序者一」とある。天延二年花宴では「以二輔正朝臣一為二序者一」（『日本紀略』）とある。

9①若有二探韻一、予以二其器一置二文台上一

＊探韻がある場合、あらかじめ文台の上に韻器を載せておく。

②依レ仰近衛次将進而探二御料韻一献二上之一

＊仰せによって、近衛次将、天皇用の韻を探り、献上。

『北山抄』に「若探韻、近衛次将先探二御料韻二字一、置二筥蓋一、昇レ自二御前階一献レ之」とある。延長四年花宴では「右近権少将実頼探レ韻奏上」（『河海抄』花宴巻所引延喜御記）と、右近権少将（＝近衛次将）藤原実頼が韻字を献じている。探韻の次第は重陽宴にも見えるが、重陽宴では内弁の大臣が韻器を天皇のもとへ献じ、それを天皇自身が探る。この点は同じ探韻とはいえ異なっている。

③次親王已下文人以レ次就二文台一探韻。侍臣属レ文之者、探韻之後、便着二文人之座一

＊親王以下文人探韻。属文の侍臣は本座に戻らず、文人の座に着す。

『北山抄』に「次王卿堪レ属レ文者・文人等、進探レ之」とある。

10 次内蔵寮以二酒饌一給二王卿文人一

＊内蔵寮、酒饌を王卿文人に賜う。

『北山抄』に「次賜二衝重於王卿以下一〈供二御酒等一如レ常云々〉」とある。延長四年花宴に「于レ時内蔵寮給二酒肴一」（『河海抄』花宴巻所引延喜御記）とあり、天暦二年花宴でも「次内蔵寮儲二酒饌一、給二王卿・侍臣一、勧盃」（『西宮記』）とある。

11 次択二楽所絃歌者一、令レ候二東砌下一〈当二公卿座後一。昨日預定二其人一〉

＊楽所の絃歌者を選び、東砌に候せしむ。

割注で絃歌者の候する場が公卿の後であり、前日に選ばれることが、注されている。なお、天暦三年花宴では「雨降〈庭中皆依二雨儀一〉。楽人座北廊、舞人立二承香殿下一」（『西宮記』）と、雨のためか場が異なる。また内宴・重陽宴では内教坊が舞楽を奏する。[5]

12 ①献詩畢、近衛次将執二文台筥一置二御前一

＊献詩が終わって、近衛次将が文台の筥を取り、御前に置く。

『北山抄』でも同様に「次将取二文台筥一、置二御前一」とある。近衛次将が文台を取ることは、内宴の「近衛次将執二文台筥一奉レ置二御前東辺一」（『撰集秘記』所引清涼記・内宴事）と同様である。なお重陽宴では、「式部輔取二文台匣一〈割注略〉、少将伝取置二内弁傍一」（『西宮記』九日節会事）と式部輔が介在する点、花宴・内宴とは異なる。

②召二儒士一人一令レ読レ之

＊儒士を召し、詩を講ぜしむ。

御前に文台の筥が置かれていることから、儒士（＝講師）は、御前に召されたと考えられる。延長四年花宴では「以二公統朝臣一為二講師一読レ詩」（『河海抄』所引御記）と、題者でもあった藤原公統が、天暦三年花宴では「左中弁朝綱講レ詩」と、大江朝綱が、講師を勤めている。

③文人依レ仰進候二砌下一

＊（講詩の間）文人、廂の砌下に候す。

講詩の間、文人が、桜樹の下の座から離れ、公卿座（結局は天子の座）に、段差はあるけれども近づくことを意味する。『北山抄』では「講詩儀、如二常例一〈延長四年・康保四年、文人近候二砌下一。天暦九年、五位以上皆候二簀子一。…（中略）…康保四年、殿上献詩者、不レ候二文人列一〉」と、文人の位置を様々に例示している。また天暦三年花宴では「文人等昇二殿上一候」（『西宮記』）と昇殿すらしている。講詩の時に、文人が、天子の座に近づくことは、内宴に近い性質である。[6]

④読レ詩畢、或有レ勅令三侍臣献二倭歌一。又或賜二挿頭王卿文人一、又或上卿献二御挿頭一〈延喜十七年閏十月五日菊宴、

左衛門督藤原朝臣献二御挿頭一、便献二倭歌一、御和之後、藤原朝臣下レ殿拝舞、次読二侍臣所レ献和歌一〉

＊講詩が終わり、或いは和歌を献ず。また或いは挿頭を賜う。また或いは天子に御挿頭を献上する。

講詩が終わり、和歌が献じられる場合があることが記されているが、儀式文に和歌のことが記載されるのは、同じく『新儀式』御庚申事に「或有二賦詩献歌之事一」の他見えない。康保三年花宴に「于レ時月明風和、侍臣折レ花挿二公卿以下冠一。左大臣令延光朝臣、立令三各読二和哥一」（『北山抄』）とある。(7)

13 王卿已下給レ禄有レ差〈王卿御衣、侍臣并楽人給二疋絹一、文人給レ綿。或親王公卿并近侍菅絃者召如(加歟)二御女装束一給レ之。延喜十二年三月九日例也〉

＊王卿以下に禄を賜う。

14 又或近衛次将唱二文人見参一給レ禄

＊或いは、近衛次将、見参した文人の名を唱し、禄を賜う。

以上が『新儀式』に規定される花宴の概要である。儀式として規定される花宴は、清涼殿を場とし、桜を賞で詩を賦す宴である。またここからも確認できるが、『新儀式』が先例としているのは多く延長四年の例であって、嵯峨朝の花宴ではない。この点からも、この花宴と嵯峨朝の花宴とは単純に結びつかないように思われるのであるが、以下その点について考察を加える。

三、嵯峨朝の花宴

嵯峨朝の花宴は、『日本後紀』弘仁三年二月十一日条の「幸二神泉苑一、覧二花樹一。命二文人一賦レ詩。賜レ綿有レ差。花宴之節始二於此一矣」の記事が初見で、これ以後、弘仁年間にはほぼ毎年神泉苑で行われていた。弘仁三年条においても既に「花宴の節」と、また弘仁五年三月四日の藤原園人の奏上にも「今正月二節復二于旧例一、九月准二三月一、去弘仁三年已来、更加二花宴一」（『類聚国史』歳時五・九月九日）とあり、節会として成立していたことが確認できる。この嵯峨朝の花宴について、先学の多くは、『新儀式』等に規定される「花宴」と同様にとらえているが、その根拠は、「花宴」という名称と嵯峨朝の花宴で賦された詩が「桜」を主題にしているという点だと思われる。嵯峨朝の花宴はその実態が不明であり具体的に検討することが困難であるが、(8)これに関しては後藤昭雄氏が次のように述べられている。(9)

この花宴を桜花の宴とみる説がある。しかし、その折の賦詩と考えられる『凌雲集』所収の嵯峨天皇の「神泉苑花宴、賦落花篇」、および小野岑守と高丘弟越の「雑言、於神泉苑侍讌賦落花篇、応製」のいずれにも桜を思わせる措辞はなく、むしろ、「紅英落つる処鶯

乱れ鳴く、紫萼散る時蝶群れ驚く」（嵯峨）、「昔聞く一県河陽に栄えしことを、今し見る仙学秦漢を避くることを」、「梅院掃はず寸余の紫、桃源委積りぬ尺所の紅」（小野岑守）などの句があって、桃や梅を詠出する。花宴節を観桜の宴と見ることはできない。

そもそも、「花」＝「桜」という認識は平安初期には固定しておらず、しかも後藤氏も指摘されるように、詩には桜を示す表現はない。また『日本後紀』の記事においても、「花」宴としか記されていない以上、「花」を桜とのみ考えることはできないであろう。つまり、神泉苑の花宴とは、春の花を観賞する詩宴なのであって、「花」は桜に特定されないのである。

以上のように神泉苑での花宴がとらえられるならば、これは、『新儀式』に規定される花宴と直結させることはできなくなる。なぜなら、先に確認したように『新儀式』・『北山抄』に規定される花宴は、清涼殿で桜を賞翫する宴であるからである。但し、花宴成立当初は、様々な種類の花を賞でる詩宴であったのが、『新儀式』が編纂された頃には、それが「桜」に固定され、開催の場所も、重陽宴が神泉苑から紫宸殿へと移ったように、神泉苑から清涼殿に移ったのである、との見解もありえよう。しかし、神泉苑の花宴は、『年中行事御障子』に記載されないことから、廃絶されたと思われるのである。『年中行事御障子』は、仁和元年に藤原基経が奉ったとされ、天皇を中心とした宮廷貴族の間で共通基盤となる公事を記したものである。[10] これに記載されないということは、少なくとも仁和元年以前には既に花宴が公事としては廃絶していたと考えるべきであろう。また、先にも述べたように、『新儀式』の花宴儀式文は、醍醐朝の桜の詩宴の次第に基づくものであり、嵯峨朝の花宴とは一線を画するのである。

四、花宴の形成

花宴の形成の背景には、桜に対する貴族達の趣向もあろう。この点については、既に前掲の後藤氏に論述がある。詳細は氏の論に譲り、宮中における花宴に関連する詩宴を見ていく。花宴については、記録上「花宴」あるいは「桜花宴」と記された詩宴を別表として稿末に一覧しているので、あわせて参照されたい。

宇多朝に桜を賞でる宴がしばしば行われるが、その中でも、次の菅原道真の詩序は注目すべきである。

承和之代、清涼殿東二三歩、有二一桜樹一。樹老代亦変、代変樹遂枯。先皇馭暦之初、事皆法則二承和一。特詔二知レ種レ樹者一、移二山木一、備二庭実一。移得之後、十有余年、枝葉惟新、根荄如レ旧。我君毎レ遇二春日一、毎レ及二花時一、惜二紅艶一以敍二叡情一、翫二薫香一以廻二恩眄一。此花之遇二

此時一也、紅艶与二薫香一而已。夫剋節可レ愛、貞心可レ憐。花北有二五粒松一。雖レ小不レ失二剋節一。花南有二数竿竹一。雖レ細能守二貞心一。人皆見レ花、不レ見二松竹一。臣願我君兼惜二松竹一云爾、謹序。

（『菅家文草』五・384「春惜桜花応製一首并序」）

既に後藤氏も触れられているが、清涼殿の東の庭に桜があることの由来が書かれ、「我が君春日に遇ふ毎に、花の時に及ぶ毎に、紅艶を惜しみ以て叡情を敍し、薫香を翫びて以て恩眄を廻らす」とあり、宇多天皇のもと清涼殿の桜を賞翫することが、文飾があるにしても、毎年行われたと記されている。清涼殿の桜を賞翫することは、このあたりから始まるのであろう。

こうした宇多朝を承けた醍醐朝は、花宴の形成で重要な位置を占める。宇多朝に劣らず宮中で桜を賞翫する宴を確認することができるが、その中で、ある程度記録が残っているのは、延喜十七年と延長四年のものである。

延喜十七年三月六日乙卯御記曰、晩頭常寧殿看レ花。命二実頼一令レ吹レ笛、令二一両侍臣唱レ哥一。臨レ昏還二清涼殿一、坐二東北廂一。参議保忠朝臣侍二殿上一。桜下施レ莚、召下大内記理平・直二内御書所一勘解由次官諸蔭・播磨権大掾橘正臣・文章生春淵善規・坂上恒蔭・藤原高樹等上令レ賦下春夜翫二桜花一絶句上。邦基朝臣・当袴・千古・同預二其坐一。理平作レ序。子二剋召二理平一読レ詩。訖給二文人綿一。又鋪二坐階前一、玄上朝臣以下侍、唱哥之。召二備前介善行一弾レ箏、蔵人所藤原有時吹二篳篥一、讃岐掾千兼弾二比巴一、保忠朝臣時々弾レ琴吹レ笙。夜深給二保忠朝臣御衣・侍臣絹一。息（楽カ）所殊以二女装束一。給二近侍管歌盃酒者一数人。

（『河海抄』花宴）

これは、延喜十七年のものであるが、常寧殿で桜を見た後、清涼殿に戻り、大内記理平以下に詩を献じさせている。「東北廂」の座や「桜下」の「莚」、あるいは「楽所」の参加が認められる点など、『新儀式』に規定される座と等しい。

また、延長四年も、延喜十七年次と同じく『河海抄』所引の延喜御記に詳細に記される。以下がその全文である。

延長四年二月十七日御記曰、此日殿前桜花盛開。仰召二文人一、聊開二花宴一。昨暮預令レ召二可レ候文人一。今日遣レ使召二常陸太守貞真親王・左大臣一。々々有レ所レ煩不レ参。申剋常陸太守親王参入。同剋仰二蔵人一、立二倚子東又庇自レ北第二間一、敷二菅円座両三枚於北階南簀子一、敷為二親王納言坐一。桜樹下鋪レ座。西面為二文人座一。酉剋左衛門督藤原朝臣参。即着二倚子一、令レ召二親王・藤原朝臣等一、即参来侍レ座、仰令レ召二文人一。即文章博士公統朝臣・民部大輔博文朝臣・右中弁文江・民部少輔諸蔭・侍二内御書所一大内記橘正臣朝臣以下文章生以上七人参入、仙花門一、着二樹下座一。侍臣給二紙筆一。仰令レ献レ題。藤原

公統朝臣進昇レ殿。[8-2]藤原朝臣座前給レ之、令レ書二題目一奏〈花房紅蝋珠〉。[8-3]仰又令レ上又書奏レ書之〈桜繁春日斜〉。仰以二後所レ上一為レ題。又仰令レ探二韻字一。[9-3]右近権少将実頼探レ韻奏上。次親王以下就二文台一探レ韻。仰二清平朝臣・元方・在衡・維時・尹甫等一探レ韻、令レ就レ進二中座一。[10]于レ時内蔵寮給二酒肴一。中納言藤原朝臣参入。仰令レ探レ韻。[11]其後仰[12]召二楽所管絃者四五人一。[12]時々令レ奏二音声一以助二謳吟一。及二子剋終頭一取二文台一。以[13]公統朝臣一為二講師一読レ詩。[13]仰二文人等一近二侍砌下一。[14]令レ講。其後管絃。頻奏吟詠不レ止。仰二常陸太守親王一弾レ箏、中納言藤原朝臣弾レ琴。及二丑刻一給二親王・納言御衣一、文人給レ綿、侍臣及楽所人等給二疋絹一。寅二刻入内、侍臣退出。

これは、第二節でも個別に指摘したように、『新儀式』花宴儀式次第に近似している。引用文には対応する部分に番号を付しておいたが、ほとんどが『新儀式』所収の花宴の儀式次第に対応している。対応する番号がないのは、3④の文台の設営、8④の献序、9①の韻器の準備、14の文人目録の唱であるが、探韻賦詩が行われている以上、文台や韻器は実際は使用されたと考えられる。つまり、この延長四年の花宴は、『新儀式』の規定に従って行われているといえる程に整っているのである。しかし、この時点で、花宴が恒例の公宴詩会として成立していたのかといえば、それには疑問が残る。例えば、次の朱雀朝において天慶四年三月十五日には「於二承香殿東庭一有二花宴一。題云、花樹雪雲深」（『日本紀略』）と「承香殿東庭」で行われており、また、天慶八年八月十九日にも「於二承香殿一有二花宴一」（同）と行われてはいるが、季節的に桜の宴ではない。記録上、花宴がしばし催されたことが確認できるようになるが、それは『新儀式』以下の儀式書が規定する、清涼殿での桜の宴としてのみ開催されたわけではない。これは、花宴が公宴詩会として公に定められていたわけではないからであると思われる。公的に儀式書で花宴が規定されれば、少なくとも天皇主催で宮中で行われる場合には、儀式次第に従って行われるのが原則だからである。例えば、正月の内宴は、「内宴」という名称が表すように、そもそもは天皇が行う内々の宴を指すのであって公宴詩会に限られるのではなかったが、天長・承和期に公宴詩会として規定されて以降、内宴は、原則として正月二十日辺に仁寿殿で行われる詩宴を指すようになり、それ以外の詩会が「内宴」と呼ばれることはないのである。[11]儀式書によって規定されるとは、そのような事実をいうのである。つまり、『新儀式』に規定される以上、花宴は、清涼殿の桜の宴を示すことになる。醍醐・朱雀朝で場所・時期ともに固定されていないのは、花宴が恒例の行事ではなく、臨時に開催される曲宴というべき儀式であったためであろう。

花宴は、村上朝成立の『新儀式』において清涼殿儀とされていること、また花宴関連年表でも確認できるように村上朝

において、記録上、場所を明記した花宴が、清涼殿での場合がほとんどであることから、場所が明記されない場合でも清涼殿花宴と認められ、村上朝辺から恒例化したと考えられるのである。[12]

五、清涼殿儀以外の花宴

村上朝で公宴詩会として確立した花宴であるが、その中にあって、清涼殿以外の場で開催された花宴が存在する。これらが公宴詩会としての花宴に含まれるか否かを検討する。以下にあげた(a)から(d)までの、四度が清涼殿以外の花宴である。

(a)応和元年三月五日、冷泉院釣殿花宴、及び擬文章生試
(b)康保二年三月五日、紫宸殿花宴
(c)貞元二年三月二十六日、円融天皇、太政大臣藤原兼通閑院亭行幸、花宴
(d)寛弘三年三月四日、一条天皇、東三条殿花宴

先にも述べたように、清涼殿儀として花宴が規定されている以上、それ以外の場での花宴は、原則的には別個に考えなければならない。

まず(a)であるが、『日本紀略』の記述をあげる。

五日戊戌、天皇御二釣台一。召二文人一、有二桜花宴一、花光水上浮。召二擬文章生於池中嶋一奉レ試。題、流鶯遠和琴〈勅題也〉。又有二笙歌之興一。文時献レ序。□□為二講師一。文人四位五人、五位十四人、諸司六位四人、文章得業生二人、文章生三人、擬文章生廿人、学生二人。准下延喜十六年九月廿八日行二幸朱雀院一之例上也。

（『日本紀略』応和元年三月）

『日本紀略』では「桜花宴」とあるが、『扶桑略記』の同日条で「於二冷泉院釣殿一有二花宴一」と、また『小右記』寛仁二年十月廿二日条で「文台紙筆預置、応和元年冷泉院花宴例歟」とあることにより「花宴」として扱うが、この時は冷泉院で行われている。清涼殿で行うという原則からいえば、規定からはずれていると考えざるを得ない。また、表題にも示したように擬文章生試も行われており、公宴詩会の花宴とは、別に考えるべきであろう。しかし、冷泉院で行われたのは、村上天皇が、前年天徳四年九月二十三日の内裏焼亡によって、同年十一月四日に冷泉院に遷御していたためである。冷泉院は、天皇が、内裏の修造や炎上によって他に移る場合が生じたときに御在所にあてられる「後院」[13]で、村上天皇は、この内裏焼亡によって、後院である冷泉院に移っていたのである。冷泉院に遷御しても花宴を開かなければならないという意志のもとに、開催されたとも考えられよう。但し、記録上、そのような意識を見出すことはできず、憶測に過ぎない。

(b)は、記録上唯一の紫宸殿での花宴ということもあり、取り上げられることが多いものである。この時の記録は、『袋草紙』に詳細であるが、ここでは、『河海抄』の記事をあげる。

> 康保二年三月五日丙子、今日有二花宴事一。尋二其由緒一、去正月廿七日、堀二東都桜樹一植二南殿巽角一。白沙埋レ根、朱欄迎レ朶。項月之間、逐レ日鮮明。上達部今留二此座一、共憐二其意一。自二日中一及二夜半一。詠二古詩一誦二新哥一。且以眺望、且以愛翫而已。但此間行事具見二陣記一〈以下略記〉。

正月二十七日に東都の桜の樹を南殿（＝紫宸殿）に植えたところ、この頃日を追って美しくなり、上達部達が、そこに留まり、古詩を詠じ新たに歌を作った、と記されている。この記述からも明らかなように、公宴詩会としての花宴ではなく、臨時に集まって和歌を詠んだ会として理解すべきであろう。事実、この『河海抄』の記録も、より詳細な『袋草紙』の記述も、『新儀式』規定の花宴儀式次第とは一致しない。最も大きな相違は、「古詩」を誦し「新歌」を詠んだという点で、詩会としての規定から完全にはずれている。冒頭に、この宴を開いた所以を詳しく記すのも、恒例の詩会ではなかったからであろう。この花宴は、紫宸殿で行われたこともあり、公的な地位が高いとも考えられるが、その点について『八雲御抄』に興味深い記述がある。

> 雖二禁中一、便所会ハ、私事也。仍康保花宴ニハ、雖レ有二御製一、密儀也。仍准二私事一。小内記昌言書レ之。
>
> （『八雲御抄』二・作法部）

この記事も、康保二年の花宴を指すと考えられるが、禁中で行われたとしても、「便所の会」は「私事」であり、康保の花宴も、たとえ御製があったとしても「密儀」である、と指摘されている。後世の資料ではあるが、参考にするべきで、この花宴は、公宴詩会の花宴とは別にとらえるべき宴なのである。[14]

(c)は、『扶桑略記』に記録が残る。

> 貞元二年丁丑三月廿六日、行二幸於大相国（兼通）閑院第一。有二花宴一。賦レ詩、奏レ楽。
>
> （『扶桑略記』）

これは、引用にも明らかなように行幸先での花宴であるから、別に考えるべきであろう。

(d)は、(a)に近い状況である。山中氏の論をあげる。[15]

> …（前略）…寛弘三年の花宴の儀の特徴をみよう。まず御堂関白記の同年三月三日の条には、
>
> 南殿奉二仕御装束一（中略）新帳御帷并壁代・御几帳等、皆以新。殿四面懸二御簾一、母屋六間四十懸二壁代一、階間立二御帳一、西四面間為二御所一。御帳装束如二清涼殿一。
>
> とあって、花宴を行なうために、道長の東三条第の御帳などを新たにし、その新装束は清涼殿の如くにした

というのであるから、花宴の儀が清涼殿で行なわれるのが常であることを意味すると同時に、…（中略）…又、前年の寛弘二年十一月十五日には内裏が焼失し、同二十七日に、一条天皇は中宮彰子とともに東三条第に遷御になっているから、この当時、東三条第は里内裏である。

後半部に示されるように、前年内裏が焼失し、一条天皇は東三条第に移っている。そのために、この花宴は、東三条第で行われたのである。この点は、(a)の冷泉院花宴の場合と同様で、しかも、山中氏が引用されているように、装束が清涼殿のようになされたことは、清涼殿儀としての花宴を意識したものと考えられる。(a)の冷泉院花宴よりも公宴詩会としての花宴に準じていた、といえよう。

以上四度のうち、(a)と(d)は、公宴詩会としての花宴そのものとはいえないものの、花宴に準じて行われたとは考えられる。しかしそれは、内裏炎上という理由があるからで、例外的な措置である。

そもそも公宴儀式とは、「君臣上下の秩序と上奏、下達の形式とを、空間的位置と参列者の行動とに表現するように仕組んだ一種の演技であって、儀式に規定してあるその次第書きの通りに、毎年繰返して参列者を行動せしめ、彼等をして、目と耳と再拝等の行動等によって、君臣上下の秩序と自己の地位分限とを覚らしめる」[16]機能を有するものである。先にも触れたが、内宴と呼ばれる公宴詩会は、毎年正月二十日辺に仁寿殿で行われてこそ、公宴詩会としての機能を果たすのである。花宴の機能も同様でなければならないのであるが、(a)(d)は内裏炎上という事態であるから措くとしても、(b)(c)は、花宴と呼ばれながら場所も儀式次第も別個の詩会（あるいは歌会）として行われたのである。公宴詩会としての機能を果たしていないといえる。逆に言えば、花宴が公宴詩会として儀式書で規定されたのにも関わらず、(b)(c)のように、それとは異なる桜の宴をも「花宴」と称していることが問題になろう。この点も含め、花宴の性格について考察を加えなければならない。

六、花宴の性格

第二節の花宴儀式次第略注でも触れておいたが、花宴は内宴と近い性格を持っているようである。花宴の開催される清涼殿は天皇の常の御在所で、「天皇の私的行事」[17]が行われる。内宴の行われる仁寿殿もまた平安初期においては、天皇の常の御在所であった。これは、重陽宴が、重要な儀式・節会が行われる紫宸殿で開催されることとは様相を異にする。

次に重要なのが、略注の12③で指摘したが、御前で詩が講じられる時、桜樹下の座にいた文人が、東廂の砌の下に移動することである。例えば、重陽宴においては文人は、紫宸殿

の庭の座からは動くことはなく、花宴でのこの文人の移動は、天皇の座への接近を意味している。略注部分に『北山抄』を引いておいたが、天暦九年の花宴では、五位以上の文人は簀子にまで昇っている。天暦三年の花宴においては、文人は殿上にすら昇っている。こうした文人の天子の座への接近も、内宴と同様なのである。内宴でも、文人は、最初は天子から離れた座に居るのであるが、講詩が始まると御前に候すのである。

内宴は、仁寿殿という天皇のプライベートな場での儀式であり、詩の披講の時には、文人までもが天皇に近接するという、天子の私の宴・密宴と呼ぶのに相応しい公宴詩会なのであるが、花宴も、清涼殿という天皇のプライベートな場で行われ、披講の時には、文人が天皇の方へ近づく。花宴は、内宴に似た、天皇の私の宴・密宴という性格を持つ公宴詩会ということができよう。

このように、花宴は、内宴と似た性格を持つのであるが、しかし、成立時期の差からか、その地位には違いがあるようである。このことは、第五節でも触れたが、公宴詩会ではないにも関わらず「花宴」と称される宴が存在することから端的に窺える。先述したように内宴では見出せない状況である。それほど「内宴」という名前は公宴儀式としての拘束力が強かったということでもあろうし、天皇主催の公的文学生成の場としての権威性があったともいえる。それに引き替え花宴は、天皇主催とはいえ臨時の詩会でもその名称が使われていた。また天暦三年三月十一日には、「今日、太上天皇於二一条院一有二花宴一。式部卿敦実親王、中務卿重明親王、左右大臣以下参候。式部大輔維時朝臣以下廿一人召二文人一。題云、落花乱二舞衣一。奏二音楽一。王卿賜レ禄有レ差」(『日本紀略』)と朱雀上皇が花宴を行っている。内宴とよばれる宴は、それだけで『儀式』・『西宮記』等の儀式書に定められる儀式文に則った公宴詩会であることが当然であったのであるが、花宴にはそのような拘束性がないとしかいいようがない。内宴のように平安初期から公宴詩会として成り立った宴と同様な拘束力を花宴に持たせる程の権威性が、村上朝では薄れていたのかもしれない。

そのことも関連するのであろうが、内宴―重陽宴も同様であるが―では、内教坊による舞楽が奏されるが、花宴では「楽所絃歌者」が楽を奏すのである。楽所については様々な研究があるが、その中で、有吉恭子氏の次の見解は参考になろう[18]。

延喜十九年の代明親王元服の際には楽所の管絃者が奏楽を行なっている。ところが、『新儀式』巻四・五、『西宮記』巻十一によると同じ元服でも天皇、皇太子の場合となると雅楽寮が奏楽を行なっており、親王元服は近衛府か楽所が奏楽に携わっているのである。同様のことは承平四年の御賀についてもいうことができ

る。『新儀式』巻四に天皇の御賀と上皇、太后の御賀と三通りの記載があるが、これによると天皇の場合は雅楽寮が奏楽を行なうように記してある。しかし、上皇、太后の場合はいずれも楽所が関与することが記されており、雅楽寮による奏楽は原則として行なわれなかったようである。これらのことは、楽所のもつ意味を明確に示したもので、楽所は雅楽寮の公式な奏楽に対してより私的な奏楽であり、この使い分けは十世紀における政治意識の反映である。

これは、元服・御賀についての考察ではあるが、楽所の奏楽は、天皇元服・御賀などの強く公的性格を持つ場ではなされることがなく、私的な場でなされるという。雅楽寮と楽所との比較であるから、内教坊と楽所の性格の差と同列には扱えないであろうが、内教坊が、唐制に倣い「唐使の入朝に備えて女楽をその饗宴の庭に奏するために置かれた」[19]といわれるように、公的であったのと比べれば、楽所はより私的な奏楽を行ったとしてよいであろう。このことは、花宴が、内宴よりも更に私的性格の強い公宴詩会であったことを指し示す事例である。

花宴は、村上朝に公宴詩会として成立した儀式である。それが内宴や重陽宴のような権威性・拘束性を持たない私的な宴であったことは、村上朝の文壇のあり方を表しているともいえる。花宴は、村上朝以前、醍醐朝において公宴詩会としてではなく臨時の御前詩会として行われていた。それが、村上朝では、ほぼ同じ形式で公宴詩会として規定されたのである。その点について、村上朝前後の文壇状況も加味しつつ考察を加えよう。

七、花宴と村上朝文壇—公宴詩会と御前詩会—

村上朝に成立した公宴詩会・花宴は、円融朝に確認できるもののそれ以後見えなくなるが、これは、花宴の、御前詩会と等しいともいえる私的性格がもたらしたようである。村上朝前後の文壇として、醍醐朝と一条朝の状況を確認する。以下に、便宜的に数値で表しておいた。

醍醐朝（三十四年間）の詩会
天皇主催の詩会　五十六回〔内、公宴詩会[20]　四十回（＝内宴二十回、重陽宴二十回[21]）〕
一条朝（二十六年間）の詩会
天皇主催の詩会　四十六回〔内、公宴詩会　六回（＝内宴一回、重陽宴五回[22]）〕

これを比較して確認できるのは、一条朝では、天皇主催の詩会において、公宴詩会が非常に少ないことである。一条朝で、公宴詩会以外の天皇主催の詩会の多くは、公卿を殿上に召しての御前詩会で、そうした御前詩会が増加しているわけである。これに引き替え、醍醐朝は、公宴詩会を中心とする。この点については、以前拙稿でも指摘したことであるの

で詳細は譲るが[23]、平安初期の詩会は、天皇主催の、それも恒例の公宴詩会が主であり、その公宴詩会は、律令社会の秩序維持の方策として機能していた。しかし、一条朝になると、公宴詩会は激減し臨時の御前詩会が増え、律令社会の文学の場としての公宴詩会の機能は必要とされなくなったと考えられるのである。

次に醍醐朝と一条朝の間に位置する村上朝の文壇状況をあげる。

村上朝（二十二年間）の詩会

天皇主催の詩会　四十九回〔内、公宴詩会　一十三回（＝内宴六回、残菊宴六回、曲水宴三回[24]、花宴八回[25]）〕

村上朝においては、天皇主催の詩会は、数値だけでは、公宴詩会は合計二十三回、それ以外が二十六回である。ほぼ同数であり、その点では醍醐朝から一条朝への移行過程を示しているようにも思われる。

花宴はこうした村上朝に成立したのであるが、醍醐朝・村上朝・一条朝の天皇主催の公宴詩会の数値を今一度確認すれば、その内訳は、醍醐朝では、内宴・重陽宴は二十回ずつ、村上朝でも相対的に数は減少しているが、曲水宴が少ないものの内宴以下同様に行われている。しかし、一条朝では、重陽宴が五回行われているのに対し、内宴は一度だけである。また、花宴は、先述した寛弘三年の東三条殿での花宴を含めても一度だけである。勿論、それぞれ事情があり、単純に数値だけを比較して論じることはできないが、殊に公宴詩会が激減した一条朝において、重陽宴は、村上朝の残菊宴ほどには行われているものの、内宴・花宴がほとんど行われないということは、公宴詩会の衰退の過程において、すべてが同時に行われなくなってしまうということではなく、様々な要素があったことを予測させる。そして、内宴・花宴という性格の近似した公宴詩会がまず開催されなくなったということは、これら二つの詩会と重陽宴の相違点に、こうした状況を現出させた要因があろうと考えられる。

最も重要なのは、内宴・花宴が、仁寿殿・清涼殿という天皇のプライベートな場で、前者が正月二十日辺、後者が二月三月の適当な時期に行われる、天皇の私的行事であるのに対し、重陽宴が、紫宸殿という儀式の場で、九月九日という節日に行われる点である。

醍醐朝から一条朝にかけて、天皇主催の詩会は、公宴詩会から御前詩会へと中心を遷すことになるのであるが、結局、内宴・花宴は、こうした御前詩会の中へ解体していったと考えられるのである。重陽宴は、九月九日節会という重い行事であり、そのためか、公宴詩会の衰退期でもある一条朝でも五回催されている。しかし、その五回以外は、紫宸殿の重陽宴という形ではなく、平座という天皇が出御しない儀式によって重陽の菊酒が振る舞われ、その後、公卿が御前に召されて詩会（＝御前詩会）が開かれるという、分裂した状況に

なる。[26] 重陽宴さえもが、そうした状況であるなら、元来が天皇の私的行事であった内宴・花宴は、早々に御前詩会の中へ埋もれていくように思われるのである。花宴が村上朝以後開催されなくなるのは、こうした天皇主催の詩会の変遷に要因があろう。

そのように考えた時、御前詩会と同質の性格を持つ、しかも内宴よりも更に私的な行事であると考えられる花宴が、村上朝に公宴詩会として成立したことには、どのような意味があるのであろうか。

先に、村上朝の詩会の数値をあげ、村上朝は、醍醐朝から一条朝への、公宴詩会から御前詩会への移行期にあると述べた。数値からはこのような見解が成り立つが、その内実を詳しく見ると、村上朝は公宴詩会の復興期でもあるのである。内宴は、村上天皇の母太皇太后藤原穏子の正月崩御のため、正月が御忌月になり取りやめられざるを得ない状況であったのを、二月に移すことによって存続させている。[27] また重陽宴は、九月に行われるのであるが、醍醐天皇の崩御が九月であったため御忌月になり、醍醐朝の次の朱雀朝には、重陽宴は行われなくなっていたのを、村上朝天暦四年に、九月の重陽宴を、十月に残菊宴として復興させたのである。[28]

内宴・重陽宴が、共に停止の危機にあったのが村上朝なのであるが、両者共に開催月をずらすことによって存続させられたのである。村上朝は、数値からいえば、公宴詩会が減少しているが、その実態は、停止されざるを得ない状況にあった公宴詩会を、月をずらしてまで復興しているのであり、数値以上に公宴詩会の重要性を示していると思われる。花宴が公宴詩会として成立したのも、このような情勢が関連しよう。そして、これは、後の一条朝とは正反対の状況である。村上朝では、御前詩会と同質の花宴を公宴詩会に引き上げているのであるが、一条朝は、重陽宴でさえもが平座と御前詩会とに分裂する形で、公宴詩会から御前詩会への変遷を如実に表していたのであった。

御前詩会は天皇の嗜好に即し、臨時に行われる詩会で、賦詩行為そのものに興味の中心があるのだと思われる。それに対し、公宴詩会は公的に定められる儀式であり、律令社会の秩序維持の方策の一環として繰り返し行われる。花宴は、私的性格を強く持つとはいえ、公宴詩会である以上こうした機能を果たすことになる。花宴が御前詩会のままに留められず、公宴詩会に引き上げられたのは、村上朝が、未だ公宴詩会による賦詩の機能が有効であったことを示すのであろうか。もっとも、重陽宴のように重い儀式としてではなく、御前詩会に極めて近い性質の詩会を公的儀式としたことは、公宴詩会そのものの矮小化ともいえよう。花宴に、内宴等が持っていた権威性・拘束性が希薄になっていたことも確かであった。

村上朝は、公的文学生成の場としての公宴詩会の復興と、

天皇の私的興趣による御前詩会の激増という二面性を持つといえよう。村上朝の文壇については、資料的な制約もあるが、花宴のあり方は、そうした文壇を考える上でのひとつの視角をもたらすように思われる。

以上、花宴の形成・性格を論じ、村上朝の文壇について述べた。公宴詩会の変遷を辿ることで、平安朝の文壇をとらえたいと考えながら、調査・考察の不徹底により、殊に最後は抽象的な論述しかできなかった。また、御前詩会に関しては未だ考察すべき点が多く残されている。今後、具体的に詩会資料（記録・詩文）の読解を続けたいと思う。

注

（1）『源氏物語』花宴巻と関連して花宴に言及する論考は多数あるが、清水好子氏「花の宴」『源氏物語論』（塙書房・昭和四十一年）が最も参考になる。また倉田実氏「「花宴」巻の宴をめぐって―右大臣と光源氏体制の幻想―」（国語と国文学65―9・昭和六十三年九月）には、「宇多朝以後の桜の宴の開催場所」として年表が付されている。近年では、藤田晶子氏「源氏物語の年中行事―「南殿の桜の宴」をめぐる一考察―」（国文白百合21・平成二年三月）、植田恭代氏「南殿の花宴という場をめぐって―源氏物語と宮廷―」（日本文学41―5・平成三年五月）がある。なお、花宴の専論としては、倉林正次「花宴攷」（國學院雑誌68―3・昭和四十二年三月）がある。以上の論考には、本稿と見解を異にする点が多々あるが、個別に指摘しない。本論をお読みいただけば確認できると思うからである。

（2）山中裕氏「寛弘三年三月四日の「花宴」」『平安朝文学の史的研究』（吉川弘文館・昭和四十九年、昭和四十四年初出）。傍線は、引用者が付したもの。

（3）なお、本稿で「花宴」として扱うのは記録上「花宴」と明記されるものである。また公宴詩会としての花宴を考察することが目的であるので、当然、天皇主催の宴を考察の中心とする。

（4）清涼殿の桜を鑑賞することについては、第四節参照。

（5）楽所については、第六節参照。

（6）「それ以上に注意されるのは―殊に文人に関してであるが―詩の披講時の参加者の位置である。…（中略）…「皇太子以下」とのみあるが、省略した割注に「以二所菅円座一、敷二御座東辺一、為二太子座一。大臣以下候二講師右一、文人長押下。（下略）」とある。文人も御前での場が与えられるのである。…（中略）…つまり披講の間、参加者は「空間的」にも天皇に密着することになるのである。…（中略）…先にも述べた重陽宴では、文人は南庭に座すが、披講の時も「令三参議召二文章博士二人一。他上臈儒士一両（割注略）、次将二人昇レ殿」（『北山抄』二・年中要抄下重陽宴事）とあり、文人は殆どが殿に上ることが出来ないのである。「内宴」の特殊性が知られる」（『詞林』18・平成七年十月）。花宴でも、これと同様であろうと思われる。

（7）本文中で述べたように儀式文に和歌の規定があるのは希有な例である。内宴では、宴式の実例に翌日和歌を詠んだ、という記述は見出せるが、儀式文自身には和歌の規定はない。そもそも和歌は公宴詩会のようには公的に規定されることがないのである。この点については、拙稿「古今和歌集の勅撰性について―二番貫之歌の位置をめぐって―」（和歌文学研究70・平成七年六月）参照。また、和歌の宮中における儀式次第＝和歌会次第が確認でき

る最も古い例の一つは、天暦三年四月十二日の藤花宴であり、村上朝に開催されたものである。そしてこの和歌会は、公宴詩会の儀式次第に則って行われている。和歌の公宴詩会への接近が見られるのである。こうした点も、花宴儀式次第に和歌のことが規定されることと無縁ではないであろう。なおこの藤花宴については、拙稿「儀式と和歌―公宴詩会との関わりにおいて―」（中古文学59・平成九年五月刊行予定）参照。

（8）嵯峨朝の花宴の実態を探ることは不可能に近い。現存資料としては、『日本後紀』『類聚国史』の花宴記事、及び本文に引いた『類聚国史』所載奏上、『凌雲集』所載詩程度である。但し牧野和夫氏「『（本朝）文集』編纂資料についての一考察―十二巻本『表百集』・『含英私集』など―」（実践国文学36・平成元年十月）に紹介される『含英私集』所収「佚名詩序佳句抜萃」に、「神泉花宴／菅清公」と題・作者注記のある序文が引かれる。これにより、嵯峨朝の花宴で序が存在したことは確認できる。

（9）後藤昭雄氏「王朝の漢詩」『日本文学講座 9 詩歌Ⅰ（古典編）』（大修館書店・昭和六十三年）

（10）古瀬奈津子氏「平安時代の「儀式」と天皇」（歴史学研究560・昭和六十一年十月）

（11）拙稿「内宴考」（前掲）。但し拙稿でも指摘したが、大江匡房が安楽寺で内宴を行っている。しかしその頃内宴は、信西による復興以前でほぼ廃絶されたも同然の状況であり、匡房自身『江家次第』には内宴は取り上げていない。これらの事情も匡房が内宴を個人的に行ったことと関わるように思われる。

（12）但し、『新儀式』の成立は康保年間とされ、これは村上朝も末である。この点からいえば村上朝の早い時期から花宴が公宴詩会として確立したとは論じ難くなる。しかし、『新儀式』は、同じく村上天皇撰の儀式書『清涼記』（逸書）に基づくとされる。『清涼記』は村上朝初期（天暦四年以前）成立とされる、斯書に既に規定があった可能性もあり、そのように想定できれば花宴は村上朝初期から公宴詩会とされたといえよう。しかしこれも、逸文が発見されない限り証明は困難である。また、否定的な資料としては、『清涼記』の後、『新儀式』の直前に成立した『西宮記』（初稿本）の現行本に花宴儀式次第がない点がある。『西宮記』（現行本）は宴遊の一例として天暦三年三月十二日の花宴をあげるが、儀式文は載せない。初稿本においても既に如上の状態であれば、花宴の成立は村上朝の末になる。但し、『西宮記』（現行本）は、『西宮記』（初稿本）を著しく省略増補整理した本であり、当初から花宴儀式次第がなかったかどうかは明確ではない。今は、本文にも触れたように、記録上明記される花宴が天暦年間以降清涼殿での桜の宴として固定されることから、この時期から公宴詩会として確立した、として考察を進める。なお、儀式書の成立については、所功氏『平安朝儀式書成立史の研究』（国書刊行会・昭和六十年）によった。

（13）橋本義彦氏「後院について」『平安貴族社会の研究』（吉川弘文館・昭和五十一年、昭和四十一年初出）参照。

（14）『八雲御抄』二の同じく作法部の書様に「於陣座翫桜花和歌（左仗）（康保例）」という書式が上げられている。これもこの時の花宴のものであろう。この花宴が、紫宸殿で行われた公宴であるならば題の書式は「侍宴紫宸殿翫桜花応製和歌」とでもなるはずで、この題の書式からも臨時の宴であったと思われる。

（15）山中氏「寛弘三年三月四日の「花宴」」（前掲）

（16）喜田新六氏「王朝儀式の源流とその意義」『令制下における君臣上下の秩序について』（皇學館大學出版部・昭和四十七年、

昭和三十年初出）。傍点は、引用者が付したもの。

（17）古瀬氏「平安時代の「儀式」と天皇」（前掲）

（18）有吉恭子氏「楽所の成立と展開」（史窓29・昭和四十六年三月）

（19）「内教坊」（瀧川政次郎氏執筆）『平安時代史事典』（角川書店・平成六年）

（20）公宴詩会とは、『儀式』、『清涼記』、『新儀式』等の勅撰儀式書、及び『西宮記』、『北山抄』等の私撰儀式書に、儀式次第が記され、儀式文に賦詩行為があるものを指す。

（21）なお花宴は、この時点では公宴詩会として成立していないので数値に入れていない。

（22）寛弘三年の花宴は入れていない。

（23）拙稿「「風月」考―公宴詩会との関わりにおいて―」（語文66・平成八年七月）

（24）三月三日の曲水宴は、平城朝に廃され、後、村上朝辺で復興する。宇多朝に、三月三日の詩宴が見えるが、これは公宴詩会としては扱えない。この点も、花宴と同様、村上朝における公宴詩会復興と関連しよう。曲水宴については別稿を期したい。

（25）冷泉院花宴は入れていない。

（26）拙稿「一条朝文壇の形成―重陽宴の変容を通して―」『古代中世文学研究論集　第一集』（和泉書院・平成八年）

（27）拙稿「内宴考」（前掲）

（28）拙稿「一条朝文壇の形成―重陽宴の変容を通して―」（前掲）

＊引用本文は、新儀式は『群書類従』（統群書類従完成会）、西宮記・北山抄は『神道大系』（神道大系編纂会）、河海抄は『紫明抄 河海抄』（角川書店）、日本後紀・類聚国史・日本紀略・扶桑略記は『新訂増補国史大系』（吉川弘文館）、小右記は『大日本古記録』（岩波書店）、撰集秘記は『京都御所東山御文庫本撰集秘記』（国書刊行会）、菅家文草は『日本古典文学大系』（岩波書店）、八雲御抄は『日本歌学大系』（風間書房）を用いた。

（たきがわ・こうじ　本学大学院博士後期課程）

康保三年三月五日	清涼殿花宴		「日本紀略」、「北山抄」三・拾遺雑抄上・花宴事
康保四年二月二十六日	清涼殿花宴	日照花添色	「日本紀略」、「北山抄」三・拾遺雑抄上・花宴事、「和漢兼作集」春中・242
天延二年三月十八日	清涼殿花宴	花前楽	「日本紀略」
貞元二年三月二十六日	円融天皇、兼通閑院に行幸、桜花を見る。花宴		「日本紀略」、「扶桑略記」、「百練抄」
寛弘三年三月四日	一条天皇、東三条殿にて花宴	渡水落花舞	「日本紀略」、「御堂関白記」、「権記」、「百練抄」、「古今著聞集」十八・614、「花鳥余情」寄生、「壬生家譜」中、「本朝麗藻」上・11～23（「本朝文粋」十・308、「江吏部集」下・木部、「新撰朗詠集」上・116、118、617、620、「泥之草再新」）、「続本朝往生伝」、「江吏部集」・中・人倫部

花宴関連年表

＊記録上「花宴」と明記されたもの、また桜の詩宴を年表とした。
＊天皇主催のものに限る。
＊歌集等に見える「花宴」記事は除いた。公宴詩会との関わりが不明確だからである。
＊見落としも多いことと思う。大方のご教授・ご叱正をお願いする。

年次	標題	詩題	出典
弘仁三年二月十一日	神泉苑花宴		「日本後紀」、「類聚国史」、「日本紀略」
弘仁五年二月二十八日	神泉苑行幸、詩宴（花宴）		「類聚国史」、「日本紀略」
弘仁六年二月二十八日	神泉苑行幸、花宴		「日本後紀」、「類聚国史」、「日本紀略」
弘仁十四年二月二十八日	有智子内親王山荘（或いは斎院か）行幸、花宴	春日山庄	「日本後紀」承和十四年十月二十三日条、「類聚国史」、「日本紀略」
寛平八年九月十六日	清涼殿菊花宴		「日本紀略」
延喜四年二月某日	花宴		「新儀式」四・花宴事
延喜十二年三月九日	桜花宴		「貞信公記」、「新儀式」四・花宴事
延喜十七年三月六日	常寧殿にて花を見、清涼殿で詩宴	春夜翫桜花	「河海抄」花宴
延長四年二月十八日	清涼殿花宴	桜繁春日斜	「日本紀略」、「貞信公記」、「河海抄」花宴、「新儀式」四・花宴事、「北山抄」三・拾遺雑抄上・花宴事、「古今著聞集」六・管絃歌舞、「花鳥余情」五・花宴、「扶桑略記」
天慶四年三月十五日	承香殿東庭花宴	花樹雪雲深	「日本紀略」、「花鳥余情」花宴
天慶八年八月十九日	承香殿花宴		「日本紀略」
天暦三年三月十二日	清涼殿花宴		「日本紀略」、「九暦」、「西宮記」臨時三・宴遊花宴、「北山抄」三・拾遺雑抄上・花宴事、「花鳥余情」花宴
天暦四年三月十一日	清涼殿花宴	花樹雲深	「明星抄」三・紅葉賀、「北山抄」三・拾遺雑抄上・花宴事、「拾芥抄」上末・楽器部三十五
天暦五年三月二十三日	花宴		「体源抄」十一之末、「北山抄」三・拾遺雑抄上・花宴事
天暦九年三月某日	花宴		「北山抄」三・拾遺雑抄・花宴事
天暦十年三月某日	清涼殿花宴		「北山抄」三・拾遺雑抄上・花宴事
天徳二年三月二十三日	花宴		「日本紀略」
天徳二年十月二十一日	清涼殿残菊宴	惜残菊	「日本紀略」、「北山抄」三拾遺雑抄上・花宴事
応和元年三月五日	冷泉院釣殿、花宴、及び擬文章生試	花光水上浮（擬文章生試題、流鶯遠和琴）	「日本紀略」、「扶桑略記」、「小右記」寛仁二年十月廿二日、「本朝文粋」十・300、「江談抄」六・14
康保二年三月五日	紫宸殿前にて桜の花宴		「日本紀略」、「袋草紙」一・探題和歌、「河海抄」四・花宴、「玉葉」建久二年三月十四日条、「八雲御抄」二・作法部、「禁秘抄」上・草木